

病床数適正化支援事業について

1 楽 旨

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担に対して支援を行うため、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

2 概 要

- 本事業は、令和7年9月30日までに削減した病床（一般、療養、精神）1床につき4,104千円を医療機関に給付金として支給
- 活用意向調査において府内医療機関計2,047床の活用希望があったところ、291床分の内示を受けたため、国の内示額配分の考え方に基づいて各医療機関に配分
- 本事業実施に当たり、入院医療提供や新興感染症への対応に影響がないことを各医療機関に確認するとともに、地域医療構想調整会議において削減の影響を協議し、地域医療への影響がないことを確認している

3 各圏域の削減病床数

		許可病床数 (R7.4)	病床数適正化 支援事業
一般・療養	丹後	1,196	▲21
	中丹	2,181	▲67
	南丹	1,327	▲26
	京都・乙訓	17,277	▲110
	山城北	3,943	▲14
	山城南	710	▲23
	京都府計	26,741	▲261
精神	京都府	5,451	▲30

※ 令和7年9月30日までに各医療機関の病床削減が完了